

地域交流スペース「やすらぎドーム」使用規則

第1条（目的）

この規則は、地域交流スペース「やすらぎドーム」（以下「やすらぎドーム」という）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（使用の許可）

「やすらぎドーム」の使用を希望するものは、管理者に予め許可を受けなければならない。

第3条（使用制限）

次の各号のいずれかに該当する場合は「やすらぎドーム」の使用を許可しない。

1. 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認めるとき。
2. 営利を目的とする興行、その他これに類似するものと認めるとき。
3. 宗教活動及びその勧誘活動
4. その他管理者が管理上支障ありと認めた場合。

第3条の2

管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場を拒否し、又は退場を命ずることが出来る。

1. 他人に危害もしくは迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者またはそのおそれがある物品等を携帯する者
2. 施設、備品等を汚損、毀損または滅失するおそれのある者
3. 「やすらぎドーム」の秩序を乱すおそれがあると認められる者

第4条（利用料）

「やすらぎドーム」の使用許可を受けた者は、実費（水道光熱費等）を支払うものとする。

第5条（損害賠償）

利用者は、建物・備品等を汚損・毀損または滅失した時は社会福祉法人愛正会の定める損害額を賠償しなければならない。

第6条（原状回復の義務）

利用者は、「やすらぎドーム」の使用を終了するとき又は、前条の規定により使用の許可を取り消され若しくは中止させられた時は直ちに使用備品、装飾等を原状に復さなければならない。

附則

この規則は平成20年4月1日から施行する。

第4条の利用料はしばらくの間徴収しない

お願い

1. 床が滑りやすくなっておりますので、上履き等のご用意をお願いいたします。
2. 「やすらぎドーム」玄関下駄箱には限りがあります。利用時には外履き入れの袋を持参の上、ご来場願います。
3. 「やすらぎドーム」使用後の清掃をお願いいたします。
4. 「やすらぎドーム」内での喫煙、及び飲食はご遠慮願います。
5. 「やすらぎドーム」使用中の事故・駐車場でのトラブル・私物紛失等については一切責任を負いません。
6. 忘れ物につきましては、発見後3ヶ月保管し、申し出がない場合には処分致します。

やすらぎドーム利用申込書

愛正会 医療・福祉安良川センター
やすらぎの家 管理者 殿

日時 令和 年 月 日
時 分～ 時 分

利用目的

利用物品

利用人数 名

利用責任者 住所 _____

電話 _____

氏名 _____ 印